

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)

目次

◇ 告 示 なしについての表示基準の一部改正 (社会課)

保険医療機関の指定 (保険課)

土地改良区の役員の就退任 (農村整備課)

土地改良区の役員の退任 (〃)

土地改良事業の認可 (二件) (〃)

開発行為に関する工事の完了 (五件) (都市計画課)

都市計画事業の認可 (下水道課)

建築基準法による道路の位置の指定 (建築課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定 (防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第二百八号

なしについての表示基準 (昭和五十八年八月鳥取県告示第六百八十九号)

の一部を次のように改正する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

別表の付表を次のように改める。

付表

大きさの区分	一果の重量 (グラム)						新興	新雪
	二十世紀幸水	新世紀八幸	八雲紀	早生二十世紀新水	新高村秋	晚三吉今		
5L	480以上		—		—		790以上	—
4L	400以上 480未満		350以上		—		625以上 790未満	1,100以上
3L	350以上 400未満		310以上 350未満		790以上		500以上 625未満	940以上 1,100未満
2L	310以上 350未満		270以上 310未満		625以上 790未満		400以上 500未満	840以上 940未満
L	270以上 310未満		250以上 270未満		500以上 625未満		350以上 400未満	760以上 840未満
M	250以上 270未満		225以上 250未満		400以上 500未満		310以上 350未満	680以上 760未満
S	220以上 250未満		205以上 225未満		360以上 400未満		275以上 310未満	615以上 680未満
2S	—		185以上 205未満		—		—	—
規格外	220未満		185未満		360未満		275未満	615未満

(注) この表に掲げる品種以外の品種は、この表に掲げる品種のうち品種の標準的大きさが最も類似しているものに含まれるものとする。

名称	所在地	指定年月日
湖東医院	鳥取市湖山町北六丁目六一七	平成六年三月十四日
古賀歯科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺三七〇一	平成六年三月十日
みちだ歯科クリニック	鳥取市田島七二二	平成六年三月五日
井尻歯科医院	鳥取市雲山一〇一三八	〃
算齒科医院	鳥取市吉方町二丁目五五一	〃
鳥取県職員診療所	鳥取市東町一丁目二七一	〃
小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	〃
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	平成六年三月一日

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取県告示第二百九号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

アド調剤薬局	米子市東町一九二	平成六年三月一日
よなご薬局	米子市車尾二二九四一	"

鳥取県告示第二百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に規つき、次のとおり北谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 佐々木 昭義 倉吉市大河内三八三
- " 佐々木 優 倉吉市中野二二三
- " 佐々木 行徳 倉吉市中野二一七
- " 熊谷 四郎 倉吉市杉野一九一
- " 野島 忠徳 倉吉市沢谷二四二
- " 景山 正 倉吉市悴谷一八七
- " 森本 剛 倉吉市長谷四三一
- " 森本 隆義 倉吉市森二四七一一
- " 佐々木 泉 倉吉市大河内一一八
- " 松島 平 倉吉市福本二一一

- 監事 稲村 清臣 倉吉市森一四三
 - " 牧田 薫 倉吉市沢谷三五七
- 平成六年二月二十三日退任

就任した役員の住所及び氏名

- 理事 西山 義治 倉吉市悴谷八八
 - " 松島 平 倉吉市福本二一一
 - " 野島 正義 倉吉市福富一七〇
 - " 野島 忠徳 倉吉市沢谷二四二
 - " 熊谷 四郎 倉吉市杉野一九一
 - " 福井 修身 倉吉市中野一二六
 - " 福永 哲規 倉吉市中野二一一
 - " 森本 剛 倉吉市長谷四三一
 - " 森本 隆義 倉吉市森二四七一一
 - " 佐々木 泉 倉吉市大河内一一八
 - " 佐々木 昭義 倉吉市大河内三八三
 - 監事 景山 正 倉吉市悴谷一八七
 - " 金居 清富 倉吉市杉野一七三
- 平成六年二月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届

出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 永代壽 男 東伯郡東伯町大字古長三〇四

平成六年二月十九日退任

鳥取県告示第二百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田営農活性化）高山地区暗きよ排水及び区画整理）を平成六年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、船岡町が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（地域改善）船岡地区農道整備及び農業用排水）を平成六年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年一月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第三十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字海岸

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市賀露町一三五七

濱岡喜久治

鳥取県告示第二百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年二月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市榎原字小袋川端

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市榎原七三四―一

青木善次

鳥取県告示第二百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年二月二十八日 鳥取県指令受都計三一二第三十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市榎原字小袋川端

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市榎原七三四―五

岩指 巖

鳥取県告示第二百十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年三月七日 鳥取県指令受都計三一二第三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市榎原字小袋川端

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市榎原七三四―五

明治サイクル株式会社

代表取締役 岩指 澄

鳥取県告示第二百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年九月二十八日 鳥取県指令受都計三―二第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市河崎字大水落沖及び字矢倉灘道西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原七五〇―二

松本 啓

鳥取県告示第二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

青谷町

二 都市計画事業の種類及び名称

青谷都市計画下水道事業 青谷町公共下水道

三 事業施行期間

平成六年三月十五日から平成十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

気高郡青谷町大字青谷字灘町、字流町、字大工町、字御蔵町及び字八軒屋の各全部並びに字遠崎、字新屋敷、

字北浜、字西浜、字空浜、字中町、字東町、字前川、字

大曲り、字鹿野坂口、字背戸田、字曲り目、字丸山、字

浜山、字屋敷田、字村内、字橋詰、字向瀬崎及び字冬渡

の各一部、大字井手字馬込、字空浜、字道端、字前田及

び字村廻の各一部並びに大字吉川字下向前田、字向前田、

字内前田及び字水当テの各一部

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、平成六年三月十五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成六年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 岩美郡岩美町大字網代 一一八一二〇 岩 見 誠 次	道路の位置の指定場所 岩美郡岩美町大字浦富 字下番原一三〇八一三、 三四四六の一部及びこ れらと一体をなす国有 地の一部	道路の幅員及び延長 幅員 四・〇〇〇〜九・〇 〇メートル 延長 四五・〇〇メート ル
---	---	--

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の
規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關す
る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ
り告示する。

平成六年三月十五日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	補助 フーリガン	株式会社ニューギン
"	フーリガン	株式会社三屋
"	CRタイムスリッパ	株式会社行屋
"	カリナ	株式会社藤高事
"	カラアイト	"
"	スペーストロン	"
"	カリナ2	"
"	スペーストロンII	"
テレビジョンボール遊技機	ネクスTII	"
"	CRギヤラクシー	"
"	CRチャンス	"
回胴式遊技機	ボールポンダックIII	株式会社タノヨー